

6 小児医療(小児救急を含む)

1 目標（目指すべき姿）

小児科医を確保し、小児医療体制や休日夜間急患センターをはじめとした小児救急医療体制を維持し、各医療圏で休日夜間に病気やけがをした小児が、スムーズに適切な医療が受けられる医療提供体制を確保します。

また、小児救急電話相談など適正受診に向けた取組みを充実することで、医療機関の適正受診への理解を進めるとともに、子どもの急な病気やけがに対する保護者の不安に対応していきます。

2 現状と課題

(1) 現状

①小児の状況

- 本県の令和4年の年少人口（15歳未満の人口）は65,923人で、年々減少しています。

<小児人口>

(単位:人)

	H30	R1	R2	R3	R4	年少人口の割合
鳥取県	70,708	69,569	68,595	67,088	65,923	12.3%
東部圏域	28,596	28,022	27,492	26,979	26,410	12.2%
中部圏域	12,861	12,657	12,435	12,167	11,967	12.5%
西部圏域	29,251	28,890	28,403	27,942	27,546	12.4%

出典：鳥取県総務部統計課「鳥取県の推計人口」（各年10月1日現在）

- 厚生労働省の「患者調査」によると、本県の令和2年における小児（0歳から14歳まで）の1日あたりの推計患者数（入院・外来患者含む）は2.5千人です。平成29年の3.4千人と比べ大幅に減少していますが、マスクや手指消毒等による感染防止対策の徹底や外出控え、休校等による行動意識の変化など新型コロナウイルス感染症の影響があると推測されます。
- 本県の令和3年における乳児死亡率は、出生千人当たり1.9であり、経年的には減少傾向にあります。

<乳児死亡率（出生千対）>

		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
乳児死亡率 （出生千対）	鳥取県	3.2	2.9	1.4	1.9	2.8	1.3	1.9
	全国	1.9	2.0	1.9	1.9	1.9	1.8	1.7

出典：鳥取県福祉保健部福祉保健課「人口動態統計」

②小児医療提供体制

(医療施設)

- 本県の令和2年の小児科を標榜する医療機関は137施設（病院19施設、診療所118施設）で減少しており、特に診療所の減少が顕著です。
- 小児歯科を標榜する歯科診療所は増加しています。

<小児科を標榜する施設数の推移>

(単位：施設)

	H11	H14	H17	H20	H23	H26	H29	R2
小児科	198	199	194	158	151	156	153	137
病院	20	20	20	19	19	19	20	19
診療所	178	179	174	139	132	137	133	118
主たる標榜	26	23	21	21	20	24	24	21

出典：厚生労働省「医療施設調査」（各年10月1日現在）

<小児歯科を標榜する歯科診療所数の推移>

(単位：年度・施設)

区分	H11	H14	H17	H20	H23	H26	H29	R2
小児歯科	53	91	107	123	137	135	137	140

出典：厚生労働省「医療施設調査」（各年10月1日現在）

<県内における診療報酬加算点数届出医療機関の数>

- 小児入院医療管理料の届出医療機関数：7
(東部：3、中部：1、西部：3)
- 地域連携小児夜間・休日診療料の届出医療機関数：3
(東部：1、中部：1、西部：1)

出典：中国四国厚生局「中国四国厚生局管内の施設基準の届け出受理状況」（令和5年8月1日現在）

- 日本小児科学会は、医療の地域特性を考慮しつつ、質の高い小児医療が継続的に提供できるよう、全国で中核病院小児科と地域小児科センターを登録しています。本県において、中核病院として1病院（鳥取大学医学部附属病院）、地域小児科センターとして2病院（鳥取県立中央病院、鳥取県立厚生病院）が登録されています。

(小児科医師)

- 本県の令和2年の小児科医師数は125人、病院勤務医師数は79人で、平成30年から減少しており、診療所勤務医師数は、横ばいで推移しています。
- また、保健医療圏別で見ると、小児科医師の約6割が西部圏域に集中しています。

<県内で主に小児科に従事する医師数の推移>

(単位：年度・人)

圏域	H20	H22	H24	H26	H28	H30	R2
鳥取県	111	112	112	114	127	129	125
東部	36	39	38	37	37	38	38
中部	12	10	10	11	12	12	15
西部	63	63	64	66	78	79	72
うち病院勤務	66	68	68	70	80	86	79
東部	19	21	21	20	19	22	21
中部	4	4	4	5	5	4	7
西部	43	43	43	45	56	60	51
うち診療所勤務	45	44	44	44	47	43	46
東部	17	18	17	17	18	16	17
中部	8	6	6	6	7	8	8
西部	20	20	21	21	22	19	21

出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査（統計）」（各年12月31日現在）

- ・本県の令和2年における小児科医師の平均年齢は49.4歳となっており、全国平均を下回っています。他方、60歳以上の小児科医師が全体の3割を占めており、特に診療所勤務医師では、60歳以上の割合が63.0%と高齢化が顕著です。

<小児科医師数（年代別・平均年齢）>

		20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	計	医師総数	平均年齢(歳)		60歳以上の割合(%)
										鳥取県	全国	
小児科	男性	4	22	17	13	25	7	88	125	49.4	50.7	31.2
	女性	2	9	12	7	5	2	37				
病院	男性	4	21	13	9	7	2	56	79	-	-	12.7
	女性	2	9	9	2	1	0	23				
診療所	男性	0	1	4	4	18	5	32	46	-	-	63.0
	女性	0	0	3	5	4	2	14				

出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査（統計）」

③小児救急医療提供体制

- ・小児の休日夜間における初期救急医療については、各地区医師会が、保健医療圏ごとに休日夜間急患センターを整備し、対応しています。
- ・中部保健医療圏では、県立厚生病院において、同病院の小児科医と中部地域の開業小児科医による当番制により、夜間及び休日における小児救急患者への医療体制を確保しています。西部保健医療圏では、西部医師会により、一部の二次救急医療機関による小児輪番体制が整備されており、夜間及び休日における小児救急患者への医療体制を確保しています。

<休日夜間急患センターにおける年間受入小児救急患者の推移> (単位：年度・人)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
東部医師会急患診療所	10,257	9,083	8,834	3,261	4,502	6,403
中部休日急患診療所	602	611	520	142	164	373
西部医師会急患診療所	3,353	3,013	2,720	565	628	700
境港日曜休日応急診療所	370	357	344	55	64	82
合計	14,582	13,064	12,418	4,023	5,358	7,558

出典：鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課調べ

- 二次小児救急医療については、保健医療圏ごとに小児救急を含む輪番制等により対応するとともに、三次小児救急医療については、鳥取県立中央病院と鳥取大学医学部附属病院の2病院が24時間体制で、広域にわたり、より重症の小児患者を受け入れるなど、各医療機関が役割分担を図りながら連携して対応しています。
- 本県の令和4年の18歳未満の救急搬送人員は1,891人で、令和3年と比べ241人増加しています。また、令和4年の18歳未満の救急搬送人員のうち62.4%が軽症患者であり、令和3年の55.4%と比べ7.0%増加しています。

<18歳未満の救急搬送人員> (単位：年・人)

	H24	H27	H30	R3	R4
18歳未満	1,709	1,777	1,977	1,650	1,891
新生児	99	131	121	114	114
乳幼児	840	861	985	863	955
少年	770	785	871	673	822
成人	7,275	6,927	7,342	5,981	6,658
高齢者	13,674	14,717	16,868	17,056	19,086
合計	22,658	23,421	26,187	24,687	27,635

出典：鳥取県危機管理部消防防災課「消防防災年報」（各年1月1日から12月31日までの救急搬送人員）

※新生児：生後28日以内の者、乳幼児：生後29日以上7歳未満の者、少年：7歳以上18歳未満の者、成人：18歳以上65歳未満の者、高齢者：65歳以上の者

<18歳未満の救急搬送人員に占める軽症患者の割合> (単位：年・%)

	H24	H27	H30	R3	R4
死亡	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1
重症	4.2	3.7	3.8	3.0	1.5
中等症	32.4	38.8	38.7	41.6	35.9
軽症	62.9	57.2	57.2	55.4	62.4
その他	0.4	0.1	0.2	0.0	0.1

出典：鳥取県危機管理部消防防災課「消防防災年報」

※各年1月1日から12月31日までの救急搬送人員に占める軽症患者の割合。

- ・夜間及び休日における子どもの病気やけがに伴う保護者等が判断に迷った場合に、電話により看護師や医師からアドバイスを受けられる「とっとり子ども救急ダイヤル（＃8000）」を実施しています。令和2年度以降、相談件数は減少しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響があると推測されます。

<鳥取県小児救急電話相談件数の推移>

(単位：年度・件)

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
相談件数	3,807	4,015	6,058	6,352	7,141	4,970	3,726	3,524

出典：鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課調べ

④医療的ケア児等への対応

- ・令和5年5月現在の県内の医療的ケア児は131人（未就学児54人、就学児77人）であり、保健医療圏別では東部50人、中部15人、西部66人となっています。
- ・医療技術の進歩に伴い医療的ケア児の実態が多様化しています。
- ・医療的ケア児の介護は主に保護者が在宅で担っていますが、休憩時間やきょうだい児と向き合う時間を十分に確保することが難しくなっています。

<医療的ケア児の状況>

(単位：人)

圏域	東部	中部	西部	計
未就学児	20	6	28	54
就学児	30	9	38	77
計	50	15	66	131

出典：鳥取県子ども家庭部子ども発達支援課調べ（R5.5月時点）

(2) 課題

①小児医療を担う人材の確保

- ・小児を診察する医師の不足や地域偏在により、小児保健体制を含め小児医療体制の維持が困難となりつつある地域があり、また、医師の高齢化により休日夜間急患センターを担う小児科医師も減っています。また、周産期対応として新生児科専門医など高度な専門性を持った人材の育成も必要であり、県内における小児科医師の確保策を継続して推進していくことが必要です。

②小児救急医療提供体制の確保

- ・小児救急患者は、土曜日や日曜日の受診が多く、また、平日では夕刻から準夜帯（18時から22時頃まで）にかけて増加傾向となっており、いわゆる、時間外受診が多いことが指摘されています。また、小児救急医療機関の不要不急な受診は、当該医療機関に加重な負担をかけることになり、救急対応が必要な者への救急医療に支障をきたすこととなるため、医療機関の適正受診について、必要な普及啓発を図り、夜間及び休日における小児救急患者への医療体制を維持する必要があります。
- ・近年、豪雨や地震などの災害や新型コロナウイルスのような感染症の拡大に備え、平時だけでなく災害時等においても小児患者に適切に対応できるよう、災害時を見据えた小児救急医療体制の整備が必要です。

③医療的ケア児等への支援体制の充実

- 医療的ケア児やその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題です。
- 医療型短期入所について、利用希望の重複等により希望する日に利用ができない場合があるため、県内の医療機関等が実施する医療型短期入所に係る支援の充実により、利用の拡大を図る必要があります。
- NICU、GCUでの治療が終了する際に、医療的ケア児が安心して自宅へ帰り、家族とともに地域で安心安全な生活が送れるよう、小児在宅医療に対応可能な訪問看護師等の担い手の育成等が必要です。
- 自宅等から医療機関への移動について、医療的ケア児は人工呼吸器等の医療機器が多く、移動には大型の福祉車両が必要となりますが、導入コストが高く整備が進んでいません。また、タクシー料金や医療的ケアを行う看護師の派遣に係る経済的負担も生じています。

3 施策の方向性

- (1) 小児医療に従事する医師の確保策の推進
- (2) 適正受診の推進によるかかりつけ医の負担軽減及び小児救急医療提供体制の確保
- (3) 災害時における小児医療体制の確保
- (4) 医療的ケア児等への支援の充実

4 具体的な取組

(1) 小児医療に従事する医師の確保策の推進

小児医療の医師確保に向けて、「第4章第2節1 医師（鳥取県医師確保計画）」の取組を推進します。

- 医師確保奨学金（地域枠）の取組みを継続し、引き続き、本県の医療に従事する若手医師の一層の確保を行います。
- 緊急医師確保対策奨学金の選択診療科の1つに小児科を設定し、小児科への政策的誘導を図ります。
- 医師の働き方改革の推進により、勤務医の勤務環境改善を図るとともに、女性医師等の働きやすい環境整備を推進します。
- 「鳥取県専門医師研修事業」等により、専門性を持った医師の確保や県内定着を推進します。

(2) 適正受診の推進によるかかりつけ医の負担軽減及び小児救急医療提供体制の確保

- 小児科専門医による子ども（0歳～6歳くらい）の保護者等への出前講座「とっとり子ども救急講座」の充実や、小児救急ハンドブックの活用・配布による家庭等での対応の啓発、医療機関の適正受診啓発リーフレットの配布や様々な媒体を活用した啓発により、かかりつけ医の負担軽減を含め医療機関の適正な利用等について普及啓発を図ります。
- 「とっとり子ども救急ダイヤル（#8000）」を拡充するとともに、更なる利用促進を図り、夜間及び休日における子どもの病気やけがに伴う保護者等の不安等に対応するとともに、医療機関の適正受診や救急車の適時・適切な利用を強力に推進します。

- 二次救急医療機関の輪番制等による小児救急患者の受入体制確保に向けて、引き続き、支援を行うとともに、医療機関の協力を得ながら、小児救急医療体制の確保を図ります。

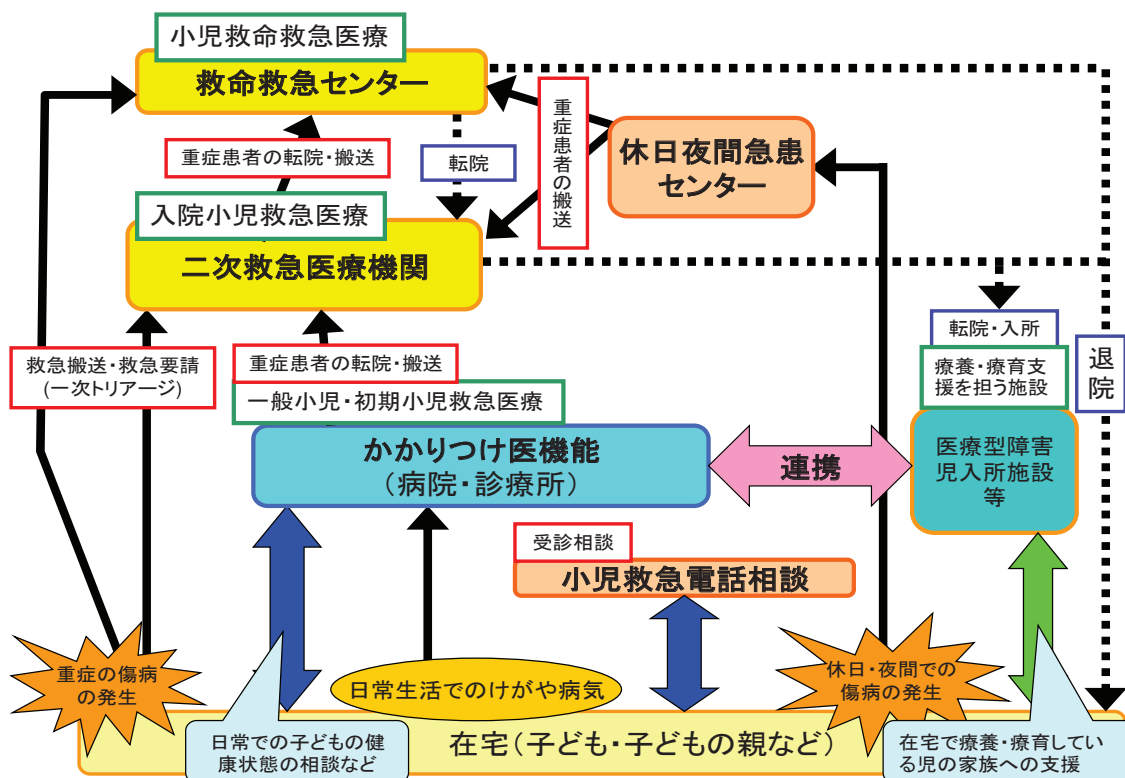
(3) 災害時における小児医療体制の確保

- 小児・周産期医療の調整役として、災害時小児周産期リエゾンを兼ねる災害医療コーディネーター（小児科と産科の医師）を県及び各医療圏に1名ずつ継続配置し、研修や訓練への参加などを通じて、災害時等における小児・周産期医療分野の体制強化を図ります。

(4) 医療的ケア児等への支援の充実

- 難病児、重症心身障がい児、医療的ケアが必要な障がい児等が、地域の生活の場で療養・療育できるようにするため、訪問診療、訪問看護等の医療体制の充実のほか、医療、介護及び福祉サービスが相互に連携した支援体制を整備、強化します。
- 医療的ケア児やその家族等への適切な支援に繋げるため、鳥取県医療的ケア児等支援センターにおいて、医療的ケア児等に関する相談、関係機関との連携・調整、人材育成に取り組めます。
- 医療的ケア児等の事業所での受入れ促進と支援者のスキルアップを図るため、医療的ケア児等の在宅支援に関わる県内事業所職員等を対象とした研修を実施するなど、人材育成に取り組めます。
- 大型福祉タクシー、看護師派遣に係る経費を助成し、保護者の経済的・身体的負担の軽減を図るとともに、医療的ケア児の医療機関等への移動を支援します。
- レスパイトや短期入所ができる医療型短期入所実施事業所や医療的ケア児の支援ができる訪問看護ステーションの拡充を図ります。

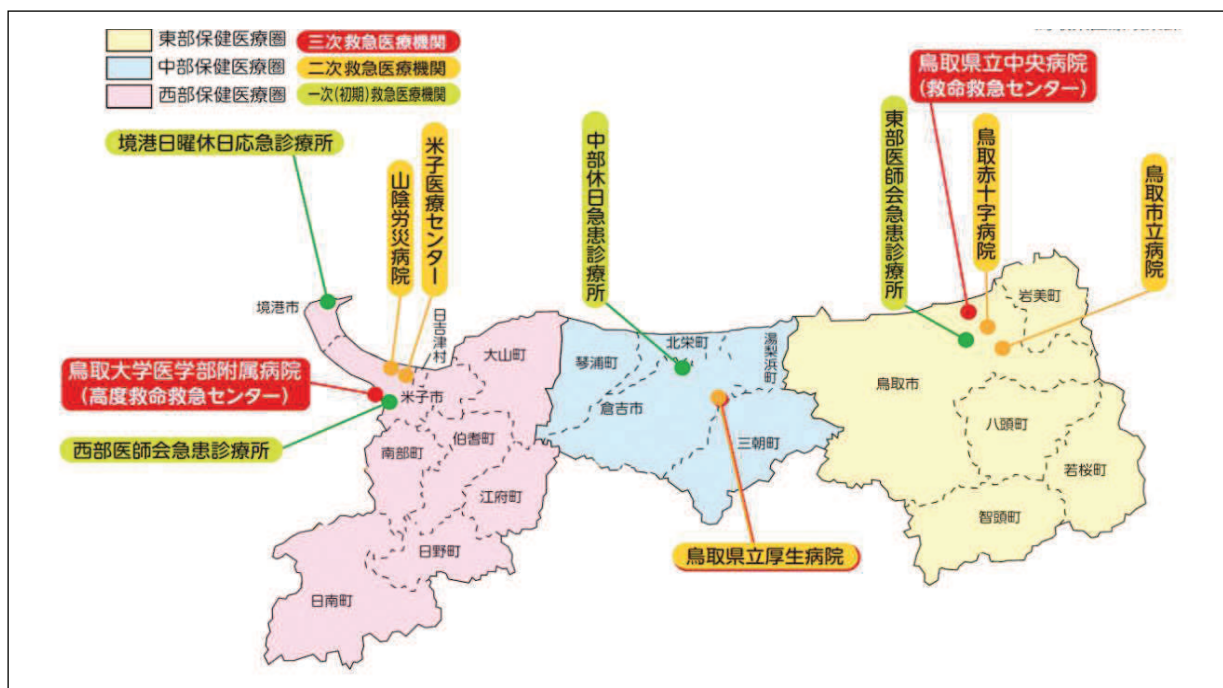
5 小児医療の医療提供体制のイメージ図



【医療連携体制において役割を果たす医療機関】(令和6年3月)

区分	東部保健医療圏	中部保健医療圏	西部保健医療圏
① 三次救急医療機関 (高度)救命救急センター ※小児医療も含め、24 時間 体制で高度な医療を提供	・ 県立中央病院 (救命救急センター)	—	・ 鳥取大学医学部附属病院 (高度救命救急センター)
② 二次救急医療機関 ※輪番制等により、夜間及び 休日の小児救急医療に対 応し、 比較的高度な医療 を提供	・ 鳥取市立病院 ・ 鳥取赤十字病院	・ 県立厚生病院	・ 米子医療センター ・ 山陰労災病院
③ 一次(初期)救急医療機関 (休日・夜間急患センター) ※小児も含めた夜間及び休 日の軽症患者に対応	・ 東部医師会急患診療 所	・ 中部休日急患診療所	・ 西部医師会急患診療所 ・ 境港日曜休日応急診療所

【県内の小児救急医療機関（地理情報）】（令和6年3月）



【夜間及び休日の小児初期救急医療体制】

①東部保健医療圏

名称	診療曜日	診療時間	所在地
東部医師会急患診療所	月～土曜日	19:00～22:00	鳥取市富安 1-58-1
	日曜日・祝日	9:00～17:00、19:00～22:00	

②中部保健医療圏

名称	診療曜日	診療時間	所在地
中部休日急患診療所	日曜日・祝日	9:00～12:30、13:30～17:00、 18:00～21:00	倉吉市旭田町 18

③西部保健医療圏

名称	診療曜日	診療時間	所在地
西部医師会急患診療所	月～土曜日	19:00～22:00	米子市久米町 136
	日曜日・祝日	9:00～22:00	
境港市日曜休日応急診療所	日曜日・祝日	10:00～12:00、13:30～17:00	境港市上道町 3000

6 数値目標

指標	現状値		目標値		出典
	数値	年	数値	年	
乳児死亡率	1.9	R3	1.9 以下 (令和6年度から 令和11年度の6 年間の平均値)	R11	厚生労働省 「人口動態調査」

(参考) 施策・指標 (ロジックモデル)

